



公益財団法人日本アイスホッケー連盟

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟（以下「本連盟」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ② 使途特定寄附金 広く一般社会に、使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ③ 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から特別に受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 本連盟は、常時一般寄附金を募ることができる。

2 寄附者が公益目的事業の内で使途を特定している場合は、当該使途へ使用するものとする。

(使途特定寄附金の募集)

第4条 使途特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、募集寄附金の使途、その他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という)を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 使途特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額を、公益目的事業に使用することとして使途を定めなければならない。

3 使途特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは交付を省略することができる。

(受領書等の送付)

第5条 一般寄附金又は使途特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄附者に交付するものとする。

2 前項の受領書には、公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。



(使途特定寄附金に係る結果の報告)

第6条 本連盟は、使途特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 本連盟は、使途特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出の概要などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第7条 本連盟は、特別寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について寄附者から使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄附金の受領が、本連盟の業務の遂行上支障があると認められる場合または社会通念上不相当と認められる場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

(情報公開)

第8条 この規程により受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5号の規定に従い、所要の事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第9条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成28年6月25日から施行する。